

あだちいもづる会 会則

第1条 (名称)

この会の名称は「あだちいもづる会」という。

第2条 (所在地)

本会の所在地は、東京都足立区内におく。

活動拠点は、足立 NPO 活動支援センターとする。

第3条 (目的)

本会は、NPO や CB をめざす個人や団体をサポートすることによって、企業や地域とのコミュニケーションの再構築を支援し、その個人や団体の情報交換や交流をはかるネットワークを作り、それらを支援することを目的とする。

第4条 (活動内容)

本会は、目的を達成するため、次の活動を行う。

1. 月一回の定例会（第3土曜日午前中を基本にする）
2. メーリングリストによる情報交換をする。
3. Web ページ公開により、活動予定・活動報告・会計報告を行う。
4. 年3～4回、交流会を行い、新たな参加者を増やし、交流の輪を広げるとともに、会員相互の交流を深め、情報交換する。
5. 会員の提案により支援団体を決め、支援活動を行う。必要に応じて、専門チームを作成する。
6. その他目的を達成するために必要な活動

第5条 (会員)

1. 会員は、本会の目的に賛同し、役員会で承認された個人。
2. 本会に入会を希望するものは、入会申込書を会長に提出し、会費を払い込むこととする。
3. 退会を希望する会員は、退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

第6条 (会費)

本会の年会費は、1000円とし、その年度の活動予定により総会で決定する。

なお、活動に必要なとき、イベント時などは、定例会で決定、臨時徴収して、その活動に充てるものとする。

第7条 (総会)

1. 総会は、通常総会を年1回開催し、必要に応じて臨時総会を開催する。
通常総会では、下記の事項を決議する。
 - ① 事業活動報告及び収支決算の承認
 - ② 会費の額
 - ③ 役員の変更
 - ④ 年間の事業計画及び年間予算
 - ⑤ その他役員会が総会に付すべき事項として議決したこと
2. 総会は、会長が召集する。開催日より2週間前に会員に対して通知するものとする。
ただし、緊急を要する総会については、この限りではない。
3. 総会は、原則として委任状を含めて会員の過半数以上の出席で成立する。（但し、総会の

出席または、委任状の提出による意思表示がない場合は、この総会の成立要件として構成員の人数には含めない)

第8条 (役員)

1. 本会に次の役員を置く
 - ①代表理事 (会長) 1名
 - ②理事 若干名
 - ③会計 2名
 - ④会計監査 若干名
 - ⑤事務局担当 若干名
2. 役員の任期は、2年とし、総会において改選する。
3. 総会の決議は、出席した会員の議決権の過半数を持って決する。

第9条 (役員の仕事)

- ① 代表理事 (会長) は、本会を代表し、本会の業務を統轄する。
- ② 理事は、会長を補佐し、会長が業務を執行できなくなった場合には、その業務を代行する。
- ③ 会計担当役員は、会費の出納、保管等の業務を行う。
- ④ 事務局担当役員は、総会、役員会の運営及び対外的な折衝、議事録を作成する。
- ⑤ 会計監査は、会計及び事業に関する監査を行う。

第10条 (定例会)

1. 定例会 (月例会) は、事務局が召集し原則として、毎月第3土曜日に開催する。
2. 定例会と通常総会を、同日開催することを妨げない。

第11条 (役員会)

役員会は、会長が必要と認めた場合に開催する。下記事項を議決する。

- ① 総会に付すべき事項
- ② 役員会運営に関する事項
- ③ 代表理事 (会長)、理事、担当役員を選任
- ④ その他、本会の運営に関して必要な事項

第12条 (議事録)

総会及び役員会、定例会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。

- ① 会議の日時および場所
- ② 会議に出席した会員の数、役員会においては出席した構成員の数及び氏名
- ③ 議決事項
- ④ 議事の経過

第13条 (会計)

本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第14条 (会則の変更)

この会則は、総会において出席した会員の過半数の議決を得て変更する。

<附則>

1. この会則は、本会が成立した平成22年6月1日から施行する。